

平成29年度第3回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：平成29年5月12日

担当部・課：教育委員会生涯学習課〔内線 5053〕

石巻中央公民館〔22-2970〕

牡鹿公民館〔45-2611〕

① 件 名
石巻中央公民館住吉分館及び牡鹿公民館長渡分館の廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 公民館分館については、地域の集会所としての性格が強く、現在、集会所等への転換を推進している。 石巻中央公民館住吉分館については、施設の老朽化に加え津波により被災したことや河川堤防築堤計画区域に入ることから、集会所へ移行することで地域住民との協議が調い、平成28年12月に近接する市有地に集会所が完成しており、現在、住吉分館は使用していない状況である。 牡鹿公民館長渡分館については、施設の老朽化等により集会所へ移行することで地域住民との協議が調い、平成29年度中に集会所が完成予定である。
【目的】 公共施設等総合管理計画に基づき、地域との協議及び集会所移行の条件が整った石巻中央公民館住吉分館及び牡鹿公民館長渡分館について、集会所として地域コミュニティーの拠点施設に移行し、当該分館を廃止するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 社会教育法（昭和24年6月10日号外法律第207号） 石巻市公民館条例（平成17年4月1日条例第98号）
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第1章 ともに創る協働のまち 第4節 安定した行財政経営を構築する 1 持続可能な行財政経営を推進する
【〔個別計画との整合性〕】 石巻行財政改革大綱及び行財政運営プラン 3 行財政運営プランについて (2) 構成 基本目標 4 公共施設の適正な管理・運営 公共施設等総合管理計画
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
石巻中央公民館住吉分館 平成24年10月 国の河川築堤整備事業計画において住吉分館が移転補償対象施設に該当。 12月 地元町内会役員会で分館を廃止し、集会所を建設する方針について決定。 平成28年 4月 地元町内会総会で集会所建設について決定。 8月 石巻市東日本大震災被災集会所建設費等補助金の交付決定。 12月 集会所完成。 平成29年 1月 集会所利用開始。
牡鹿公民館長渡分館 平成26年 8月 地元自治会で、分館を廃止し、現有面積と同規模で集会所を建設する方針について決定。

平成28年 8月 経済産業省より集会所建設計画承認。(平成28年2月原子力発電施設立地地域共生交付金に係る地域振興計画)

⑤ 主な内容

廃止する施設

1 石巻中央公民館住吉分館

(1) 所在地 石巻市住吉町一丁目3番1号

(2) 財産の区分

(建物)

構造・階数	建築年月	面積
木造・2階	昭和40年1月	191.72㎡

(土地)

土地については、宗教法人大島神社から無償で借り受けている。

地目	面積
宅地	241.75㎡

2 牡鹿公民館長渡分館

(1) 所在地 石巻市長渡浜大金35番地1

(2) 財産の区分

(建物)

構造・階数	建築年月	面積
木造・平屋	昭和57年11月	326.27㎡

(土地)

地目	面積
宅地	1,736.79㎡

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

石巻中央公民館住吉分館及び牡鹿公民館長渡分館にかかる維持管理費（平成28年度：490千円）の削減が図られる。

地域住民組織による管理運営になるため、施設の適正管理が図られる。

【市財政への負担】

解体工事費

石巻中央公民館住吉分館 河川堤防築堤工事の補償費

・補償費については事業主体である北上川下流河川事務所との協議で決定する予定。

牡鹿公民館長渡分館 41,000千円（合併特例債）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年6月 市議会第2回定例会へ「石巻市公民館条例」の一部改正を提案

※牡鹿公民館長渡分館については、規則で定める日から施行予定。

「石巻市教育委員会の組織等に関する規則」及び「石巻市公民館地域分館活動要綱」の一部改正（平成29年7月1日施行予定）

平成29年度中 神社移転計画が決定次第、石巻中央公民館住吉分館の解体

牡鹿公民館長渡分館の解体

⑨ その他